

取にも努めるものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 実施計画の作成

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、1-第三-2に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議したうえで実施計画を作成し、公表するものとする。

実施計画が対象とする地域は、特定計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村及び市町村内の地区（集落）などの行政区界によって区分される地域、または対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要害によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、特定計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護管理の実施主体は、都道府県、市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護管理すべき区域
- 4 保護管理の目標
- 5 数の調整に関する事項
- 6 生息地の保護及び整備に関する事項
- 7 被害防除対策に関する事項
- 8 その他の保護管理のために必要な事項

(6) 実施計画に基づく保護管理の推進

実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、特定計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局及び農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組を推進に向け、連携を図るものとする。

(7) モニタリング

特定鳥獣の地域個体群の生息動向（個体数、生息密度、分布域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合においては、その検討に反映させる（フィードバック）ものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 個体数管理の年間実施計画の作成

計画及び当該計画の進捗状況等を踏まえ、検討会・連絡協議会において検討・協議したうえで個体数管理の年間実施計画を作成し、公表するものとする。

(6) モニタリング

特定鳥獣の地域個体群の生息動向（個体数、生息密度、分布域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、個体数管理の年間実施計画等の検討（フィードバック）に反映させるものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

- 49 -

9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果及び既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

10 計画の実行体制の整備

保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生息に関する情報や被害予防についての方策などの普及啓発を促進するものとする。

9 計画の見直し改訂

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果を踏まえ、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

10 計画の実行体制の整備

保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、捕獲等又は採取等の管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。

また、保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生息に関する情報や被害予防についての方策などの普及啓発を促進するものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込むものとし、必要に応じて実施するものとする。

また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携し、調査研究体制を整備するものとする。

なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

1 鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁や研究機関等と連携して行い、保護管理の状況に

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として以下の事項を盛り込むものとし、必要に応じて実施するものとする。

また、鳥獣保護センター等、研究機関、博物館、研究者等及び近隣都道府県と連携し、調査研究体制を整備するものとする。

なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積し活用するための情報システムの整備を図るものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

1 鳥獣保護対策調査

都道府県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施するものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類等これまでの情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施に当たっては、ネズミ、モグラ類に関する被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、

- 50 -

についても、連携して情報収集・分析に努めるものとする。

(1) 鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査等とし、また、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査の実施も検討するとともに、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行うものとする。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとする。

また、鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。

3 狩猟対策調査

狩猟の適正化を推進するための調査として、以下の調査を必要に応じて行うものとする。

生息状況等の調査を関係省庁と連携して行い、保護管理の状況についても、関係省庁と連携して情報収集・分析に努めるものとする。

(1) 鳥獣生息分布等調査

鳥獣生息分布等調査では、都道府県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査するものとする。調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

なお、都道府県に生息する鳥獣（狩猟鳥獣を除く。）のうち、保護対策及び被害対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図を作成するものとする。

また、本調査は継続的に実施するものとし、分布動向の変化を常に把握するよう努めるものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣、都道府県民の鳥獣（鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県民の象徴として定められた鳥獣）等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査するものとする。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、都道府県に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査するものとする。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努めるものとする。

2 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区、休猟区の指定・管理等を適正に行うため、既指定の鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行うものとする。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行うものとする。

また、鳥獣保護区、休猟区の指定効果を把握するための調査を行うものとする。

3 狩猟対策調査

狩猟の適正化を推進するための調査

- 51 -

(1) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

クマ、シカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日及び捕獲努力量等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成及び食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。

(2) 放鳥効果測定調査

放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。

調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。

(3) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度及び錯誤捕獲等を調査するものとする。

調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。特にクマ類については、科学的な保護管理の推進のため、捕獲された個体及び捕獲後の処理方法等について一層の情報収集に努めるものとする。

4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態及び個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況及び生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

(1) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査するものとする。

クマ、シカ等特にその保護管理に留意すべき鳥獣については、狩猟者から、捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲状況の報告を収集すること等により、捕獲等の状況の把握に努めるものとする。

なお、狩猟鳥獣のうち、特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行うものとする。

また、捕獲等の対象種の個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するとともに、栄養状況、年齢構成、食性等を把握するための調査等の実施に努めるものとする。

(2) 放鳥効果測定調査

放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査するものとする。

調査の実施に当たっては、放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。

(3) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度等を調査するものとする。

調査は、主としてアンケート方式により実施し、狩猟可能区域における狩猟実態に加え狩猟者の捕獲鳥獣の利用状況等についても把握するものとする。

4 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす鳥獣の生理、生態、個体群動態等を調査し、被害発生メカニズムを明らかにするよう努めるものとする。また、被害等の発生状況、被害等を及ぼす鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等を調査し、被害対策技術の開発に資するものとする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努めるものとする。

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

- 52 -

1 鳥獣の保護思想についての普及等

鳥獣の保護思想についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等地域の特性に応じた効果的な事業を実施するものとする。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会及び在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施するものとする。

2 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

3 愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を期間を定めて指定するものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

1 鳥獣の保護思想についての普及等

鳥獣の保護思想についての普及啓発を図ることを目的とした年間計画を立て、地域住民による保護活動等の育成指導、探鳥会等の普及活動、普及啓発資機材の整備・活用等を行うほか、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等地域の特性に応じた効果的な事業を実施するものとする。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会、在来種による食餌植物の植栽等を積極的に実施するものとする。

2 傷病鳥獣の保護収容

鳥獣の保護思想についての普及啓発及び鳥獣の保護に資するため、傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。

傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、効果的かつ機動的に救護を行うため、鳥獣保護センター等を中心として、地元の獣医師団体、自然保護団体等とも連携を図ることとし、また、救護に携わるボランティアの位置付けを明確にすること等により、民間による積極的な取組を推進するものとする。

油污染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合や保護が特に必要と認められる種（都道府県において、絶滅のおそれがあり、又は、これに準ずるものとされている種）の保護については、行政機関が主導的に実施するものとし、これらに対応した救護体制の整備に努めるものとする。

なお、罹及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、都道府県民に対し周知徹底を図るものとする。

野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣の取扱いについては、学識関係者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成し、適切に対処するものとする。

また、野生鳥獣の保護管理に関する必要な情報を傷病鳥獣から収集し、全国的に情報を活用できるよう、情報収集項目の標準化等の体制の整備に努めるものとする。

3 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により都道府県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努めるものとする。

4 愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を期間を定めて指定するものとする。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができるものとする。

なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努めるものとする。

- 53 -

4 安易な餌付けの防止

「第八に示すような鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

(1) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

(2) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

(3) ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

5 法令の普及徹底

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に都道府県民に関係する事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの活用を検討するものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

5 法令の普及徹底

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第80条第1項に基づく本法の適用除外等特に都道府県民に関係する事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るものとする。

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣保護事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

- 54 -

2 鳥獣保護員

(1) 鳥獣保護員の活動について

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導、また、鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動を更に充実させていく必要がある。

(2) 鳥獣保護員の任命について

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。特に鳥獣保護管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請があることから、都道府県は鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの活用、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施していくものとする。さらに、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、常時活動が求められる場合には、専門的知識等を持つ鳥獣保護員について、必要な報酬の確保に努めるとともに、自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等により、必要な活動量の確保について検討するものとする。

(3) 鳥獣保護員の総数について

鳥獣保護員の総数は、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、第9次鳥獣保護事業計画における総数と同様の人数（市町村合併前の市町村数と同様の規模）により地域に密着した活動が可能となる人数を配置することや、鳥獣保護管理に関する専門的知識等を有する鳥獣保護員が、都道府県内の特定の地方などにおいて専門的な助言・指導が可能となるような人数の配置又は必要な活動量を確保することなど、各都道府県での鳥獣保護事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

(4) 鳥獣保護員の資質の維持・向上について

鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認や、研修等の実施による資質の維持に努めるものとする。

3 保護管理の担い手の育成

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえ、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握

2 鳥獣保護員

鳥獣保護員は、鳥獣の保護又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。
鳥獣保護員の総数は、地域の実状に応じて市町村数に見合う数を目標とし、その配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して行うものとする。特に、海棲哺乳類の保護など新たな鳥獣保護業務に機動的に対応して適切な鳥獣保護員の配置に努めるものとする。

なお、鳥獣生息状況調査、鳥獣保護思想の普及啓発等に関する業務については、専門的識見に基づいて必要に応じ都道府県全域など広域的に担当させることができるものとする。

また、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣保護員を対象とした研修の実施や活動マニュアルの作成などにより、全員に所要の知識を習得させるものとする。

3 保護管理の担い手の育成

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえ、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握

- 55 -

や個体数管理のための捕獲等又は採取等などの活動を鳥獣などの生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修などに努めるものとする。

なお、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、1-第7を踏まえ、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に關し専門的知識を持つ狩猟者の確保及び育成を図るため、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をするなど鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに、各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。

5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てるものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

(1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

① 過去数年間に於いて、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。

なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。
(3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛がんを目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

(4) 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、法第76条の規定に基づき指名される司法警察員により、刑事訴訟法及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で傾倒等の検査を行うものとする。

(5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者及び食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

(6) 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養について

や個体数管理のための捕獲等又は採取等などの活動を鳥獣などの生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、そのための研修などに努めるものとする。

なお、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、各都道府県狩猟者団体等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、各都道府県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣に関する各種調査研究及び保護管理の拠点とすることを目的として、下記の機能を持つ鳥獣保護センター等の設置をするなど鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに、各種調査研究や野生鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるものとする。

5 取締り

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てるものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

(1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。

(2) 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

① 過去数年間に於いて、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

② 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。

なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。
(3) 特にタカ科及びフクロウ科の鳥類の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持及び販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。

(4) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。

(5) 我が国に生息する鳥類を登録票を添付せずに愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養について

- 56 -